

## 平成17年第3回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成17年8月23日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度本巢市一般会計補正予算（第2号））
- 日程第5 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号））
- 日程第6 議案第45号 土地の取得について
- 日程第7 議案第46号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第47号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第48号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第10 議案第49号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 日程第11 議案第50号 工事請負契約締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事）
- 日程第12 議案第51号 工事請負契約締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事（OD槽））
- 日程第13 議案第52号 本巢市指定金融機関の指定について
- 日程第14 議案第53号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第54号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第55号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第56号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第57号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第58号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 認定第1号 平成16年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第21 認定第2号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第22 認定第3号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第23 認定第4号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第24 認定第5号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第25 認定第6号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第26 認定第7号 平成16年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第27 請願第1号 圃場地の猪等獣類による被害防止に関する請願について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

---

出席議員（４７名）

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	8番	日浦興和
9番	浅野英彦	10番	杉山一郎
11番	長谷川勝彦	12番	中村重光
13番	藤沢敏夫	14番	村瀬明義
15番	高木俊一	16番	若原敏郎
17番	瀬川治男	18番	堀守
19番	吉村優	20番	宮脇孝男
21番	小澤菊治郎	22番	川口金二郎
23番	後藤寿太郎	24番	小川幸雄
25番	園部隆雄	26番	山田澄男
27番	上谷政明	28番	大熊和久子
29番	竹中光夫	30番	大西徳三郎
31番	戸部弘	32番	林和治
33番	春日井万里	34番	宮川久夫
35番	高橋秀和	36番	高橋一
37番	出村宏行	38番	高橋義和
39番	高田弥	40番	遠山利美
41番	杉山潔	44番	稲葉信春
45番	瀬古孝雄	46番	鵜飼静雄
47番	川村高司	48番	三島智恵子
49番	臼井茂臣	50番	中野治郎
51番	白木健		

---

---

欠席議員（１名）

7番 吉田建夫

---

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長 内藤正行 助役 高木巧

収 入 役	守 屋 太 郎	教 育 長	高 橋 茂 徳
参 与	溝 口 義 弘	総 務 部 長	土 川 隆
企 画 部 長	高 橋 武 夫	市 民 環 境 部 長	島 田 克 広
健 康 福 祉 部 長	宇 野 利 数	産 業 建 設 部 長	服 部 次 男
上 下 水 道 部 長	林 賢 一	教 育 委 員 会	
林 政 部 長	藤 原 俊 一	事 務 局 長	堀 部 秀 夫
		代 表 監 査 委 員	三 田 村 晃 司

---

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	坪 内 博	議 会 書 記	今 村 光 男
議 会 書 記	杉 山 昭 彦		

---

---

開会の宣告

議長（白木 健君）

ただいまから平成17年第3回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は47名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（白木 健君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号26番 山田澄男君と27番 上谷政明君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定について

議長（白木 健君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月5日までの14日間とし、8月24日から8月31日までと9月3日、9月4日を休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月5日までの14日間とし、8月24日から8月31日までと9月3日、9月4日を休会とすることに決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告について

議長（白木 健君）

これより日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告をいたします。

第2回議会定例会 ―― 6月議会のことでございますが ―― で採決されました国への意見書、地方六団体改革案の早期実現に関する意見書及び地方議会制度の充実強化に関する意見書は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣に6月24日、送付いたしました。

7月8日、第254回岐阜県市議会議長会が中津川市パルティールで開催され、戸部副議長とともに出席をいたしました。開催地の平岩議長、大山市長のあいさつがあり、会議に入り会務報告がされ、議案審議に入り、提出議案の第1号議案、第2号議案から第5号議案まで、以上原案どおり承認され、国・県に強く要望されます。次期開催市の決定については、羽島市と決定いたしました。

J Aもとす系貫支店選果場東の道路改良の要望書と県・市シルバー人材センターへの支援と援助

の要望書が提出されましたので、一読しておいてください。

会議の資料をごらんになりたい方は、議会事務局長までお申し出ください。以上でございます。  
続きまして、特別委員会からの報告をお願いいたします。

まず、議会だより編集特別委員会委員長の三島智恵子君より報告をお願いいたします。

三島君。

議会だより編集特別委員会委員長（三島智恵子君）

それでは、議会だよりの編集について御報告をいたします。

第7号の議会だよりを発行するに当たり、7月1日、7日、14日、20日の4回にわたり編集委員会を開催いたしました。

7号の掲載内容は、皆さんのお手元に既に届いておると思いますが、サイズはA4、18ページのオールカラーでございます。表紙は弾正小学校のランド祭り。この本巢市内には、動物ランドというのはあそこしかないということで、そこを今回取り上げさせていただきました。2ページ以降については、今までと同じでございます。今回の一般質問は16名でございましたので、掲載をさせていただきました。それから最終ページについては、7号は糸貫地域にありますどろんこ探検隊を紹介いたしております。

なお第8号については、私たちの任期の後の発行になりますが、中身的には私たちの責任もございますので、半分だけは現編集委員で編集をして、新しい方にお渡しをしたいと思います。

そこで、皆さんには大変申しわけないんですが、もう既にお手元に一般質問の議会だより用の原稿用紙が配付されていると思いますので、通告書と同時に出していただきますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、表紙につきましても、これまでの継続。裏表紙についても、これまでの継続で行きたいと思います。その後、新しい議員さんができましたら、全体の写真、あるいは議会構成等を写真つきで入れていただきますように、新しい方に申し送りをしたいと思います。以上でございます。

議長（白木 健君）

次に、西部連絡道路建設特別委員会委員長の出村宏行君より報告をお願いいたします。

出村君。

西部連絡道路建設特別委員会委員長（出村宏行君）

議長のお許しを得ましたので、西部連絡道路建設特別委員会の報告を申し上げます。

去る7月12日午後2時から、本庁3階第1委員会室にて西部連絡道路建設特別委員会を開催いたしました。委員会では、委員9名と、説明のために内藤市長、高木助役、守屋収入役、服部部長ほか関係職員の出席を求め、西部連絡道路の工事施行について説明を受けました。

説明内容につきまして、工事予定について、路側工法について、ただいまから申し上げます。

まず、17年度工事予定についてでございますが、真正工区につきましては、瑞穂市行政境から北へ600メートルほど発注予定で、残り400メートルは用地取得次第、発注する予定でございます。糸貫工区につきましては、早野地区公民館交差点北から屋井・黒野線まで800メートルほど発注予

定で、国道 303号交差点付近北側は、商業施設への右折車線が必要となってきましたので、神社及び公民館敷地の用地購入の交渉中であり、購入でき次第、発注する予定ということでございます。

次に、路側工法につきまして、当初計画は土羽施行でありましたが、土羽のり面を発生させないよう、L型擁壁等で施行予定でございます。ただし、工事が施行されない路側、または水路のつけかえ等の工事で、現況に変化がない場合は新たに構造物を施行しない。工区別状況では、真正工区は施行延長約 157メートル、糸貫工区は施行延長 411メートル、本巢工区は延長 309メートル、全長で約 877メートルということでございます。このような説明を受けましたので、よろしく協力をお願いする次第でございます。

以上、西部連絡道路建設特別委員会からの報告といたします。ありがとうございました。

議長（白木 健君）

次に、国道県道整備促進特別委員会委員長の川口金二郎君より報告をお願いいたします。

川口君。

国道県道整備促進特別委員会委員長（川口金二郎君）

議長のお許しを得て、国道県道整備促進特別委員会から報告をいたします。

去る7月27日午前9時から、本庁舎第1委員会室にて国道県道整備促進特別委員会を開催いたしました。委員会には、委員9名及び議長と、説明のため内藤市長、高木助役、溝口参与、服部産業建設部長ほか関係職員、岐阜建設事務所から大久保道路建設課長、谷口道路維持課長、小野島都市計画課長、国枝用地課長の出席を求め、国道・県道の視察を行い、事業の進捗説明を受けました。

説明内容は、次のとおりであります。

1．岐阜・関ヶ原線は、現在までに2,300メートルが改良され、平成19年度までには根尾川大橋までの完了を目指しており、また平成18年度から四、五年間で根尾川大橋の架設を進める。樽見鉄道は、平面交差で検討しているとのことであります。

2．長良・糸貫線は県単街路事業で、歩道が北側に計画されており、今年度は北方自動車学校東側駐車場から平成農園までの延長200メートルについて工事の施行が予定をされております。

3．岐阜・大野線は、大野橋東詰め交差点の南側は歩道として供用されておりますが、北側車道の未整備箇所の拡幅を早期に完成するよう進められております。

4．国道157号の金原・日当間の橋梁及び取り付け道路は完成し、平成17年度は中部電力の送水管補強工事が行われ、平成18年度よりトンネル工事は着手できる状態になっております。また門脇バイパスは、延長1,400メートルのほとんどを買収がなされており、幅員12メートルでうすずみ温泉入り口まで完成するよう進められております。

現地視察を終え、委員会を再開し、各委員から未改良区間の早期整備を強く要望されました。また、道路として国・県において借り上げた部分について、交通安全上、見通しの悪い場所の除草をお願いしたいと要望いたしました。

以上、国道県道整備促進特別委員会から報告をさせていただきます。以上でございます。

議長（白木 健君）

次に、森林開発特別委員会委員長の宮川久夫君より報告をお願いいたします。

宮川君。

森林開発特別委員会委員長（宮川久夫君）

議長より報告のお許しを得ましたので、森林開発特別委員会より報告をさせていただきます。

平成17年7月28日午前9時から、本庁舎第1委員会室において森林開発特別委員会を開催しました。委員会には、委員9名と副議長が出席。また、岐阜地域農山村整備事務所の小倉農山村振興課長、川端主任技師、執行部から内藤市長、溝口参与、藤原林政部長ほか関係職員の出席を求め、岐阜県の森林づくり、本市の間伐事業及び風雪災害山林復旧事業、林道開設事業についての説明と現地視察を行いました。

最初に、岐阜地域農山村整備事務所から、岐阜県の長期的な森林づくりの方向である、災害に強い森林づくりと林業を振興する森林づくりを推進するため、新緊急間伐推進5ヵ年計画を策定し、市町村、各関係機関及び地域住民との連携を密にして、積極的に間伐を実施していく旨の説明を受けるとともに、平成12年度からの本市の間伐状況について詳細に説明を受けました。

続いて執行部から、平成15年度間伐事業として、本巣地域14.81ヘクタール、根尾地域30ヘクタール、16年度では本巣地域55.5ヘクタール、根尾地域38.16ヘクタールとの報告を受けました。

風雪災害山林復旧事業では根尾地域のみを対象で、16年度、9.08ヘクタールでありました。

また林道開設事業については、全体で4路線の開設を行っており、本巣地域では宮谷・金坂線、猪ノ谷線の2路線で、平成20年度完了を目指しており、根尾地域は大井・能郷線と伊自良・根尾線であります。特に伊自良・根尾線においては、広域的森林間道であり、全体計画延長1万6,580メートル。そのうち、本巣市の計画延長9,120メートルとなっており、完了までに多くの年月を要するとの報告を受けました。いずれにしても、本市の森林整備を行うためにも早期完了を望むものであります。

県執行部から説明を受けた後、本巣・根尾地域の間伐事業等の現地視察を行い、今後の市の森林整備について検討しました。

以上、森林開発特別委員会委員長報告とさせていただきます。

議長（白木 健君）

次に、教育施設建設特別委員会委員長の園部隆雄君より報告をお願いいたします。

教育施設建設特別委員会委員長（園部隆雄君）

教育施設建設特別委員会からの御報告を申し上げます。

7月29日の午後1時半から、本巣市役所の本庁舎第1委員会室におきまして教育施設建設特別委員会を開催いたしました。委員会には、委員9名と、それから議長さんの御出席もいただきました。説明のために内藤市長、高橋教育長、溝口参与、堀部教育委員会事務局長ほか関係職員の出席をいただきまして、建設中の教育施設建設についての説明を受け、現地視察を行いました。

本巣中学校は昭和40年9月に建築され、40年が経過し、耐力度検査で危険と判定され、全面改築が計画されました。旧本巣町で現校舎の西側に2,288平方メートルの用地を買収し、平成16年度に

体育館、現校舎の間に管理棟を建築し、平成19年度は校舎、普通教室と特別教室の建築が計画をされており、総事業費は15億 7,909万 5,000円で、全体の工期は平成16年 8月 3日から平成18年 3月 28日まででございます。

7月25日現在の工事の進捗状況は、全体工事では65%、2期工事でございますが、17年度分は 22.94%で、現在普通教室・特別教室等の一部分の型枠の建てこみ作業と、既設特別教室棟の外装吹きかえ作業中であります。8月には普通教室・特別教室の一部のコンクリートの打設工事の計画で、12月15日完成予定であります。

本巣中学校の図書室におきまして、委員会を再開いたしました。学校より体育館の使用状況などの説明を受けました後、委員会を閉会いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（白木 健君）

次に、下水道整備促進特別委員会委員長の杉山 潔君より報告をお願いします。

杉山君。

下水道整備促進特別委員会委員長（杉山 潔君）

下水道整備促進特別委員会より、議長のお許しを得ましたので、報告をさせていただきます。

8月1日午前9時から、本巣市役所3階の本庁舎第1委員会室において下水道整備促進特別委員会を開催いたしました。委員会には、委員9名と議長、説明のため内藤市長、高木助役、守屋収入役、溝口参与、林部長、松野次長ほか関係職員の出席を求め、説明を受け、現地視察を行いました。

下水道事業の各施設の利用状況につきましては、公共下水道において、本巣地区は36.7%、根尾中央は58.7%。集落排水においては、真正地区は 78.15%、糸貫地区は 81.06%、本巣地区は81.3%、根尾地区は83.8%の利用率でございます。これは旧の町村ごとにまとめてございます。施設はたくさんございますけれども、その地区においてまとめて、平均したのがこの数字でございます。

事業の進捗状況につきましては、17年度を含めた公共下水道事業において、本巣地区は44.4%、根尾処理区は 100%。集落排水事業において、神海地区75.8%、真正地区71.0%です。未着手地区につきましては、糸貫地区公共下水道事業、金原・鍋原地区農業集落排水事業、佐原・鍋原一部は合併浄化槽事業及び農業集落排水事業、木知原地区は農業集落排水事業で、それぞれ計画がされております。

以上の説明を受け、真正地区処理場の現地の視察をしました。現在、処理場内の土木工事は、工期が平成17年12月24日から18年 1月24日の進捗率としましては73.2%でございます。ちょうどこの視察に行きましたところは天気が続いておりまして、コンクリートが非常にたくさん打ってあったわけですが、型を外す前に乾燥干しといたしますか、丁寧に散水がされ、自動的に水がかかるようにし、非常にいいコンクリートができ上がっておりますのでございました。一部は仮枠が外してございましたが、まだ二、三日前に私のがのぞいてきましたら、また次の工事をやっておったわけですが、



非常に丁寧ないい工事ができておりました。

以上、下水道整備促進特別委員会から報告をいたします。

議長（白木 健君）

次に、東海環状自動車道建設問題特別委員会委員長の若原敏郎君より報告をお願いします。

若原君。

東海環状自動車道建設問題特別委員会委員長（若原敏郎君）

議長のお許しを得て、東海環状自動車道建設問題特別委員会から報告いたします。

8月8日午前9時から、本庁3階第1委員会室にて特別委員会を開催いたしました。委員会には、委員全員と議長、説明のため内藤市長、高木助役、守屋収入役、溝口参与、服部部長ほか関係職員の出席を求め、現状について説明を受けました。

部長から、8月8日の委員会に先立ち、7月26日に国土交通省岐阜国道事務所石垣監督官に、また8月1日に県建設管理局道路建設課の高速道路対策室長に現状についてお聞きしたことを報告していただきました。

内容をまとめますと、平成17年度は、美濃・関ジャンクションから西関インターチェンジの間のトンネル、橋梁等の工事に70億円。大垣・養老間の用地買収に、用地国債も含めて70億円の事業費がつけられているとのことでした。整備手法としましては、インターチェンジ間単位で供用開始を順次図っていくということです。国は、おおむねインターチェンジ間の整備は、10年間程度必要と見込んでおります。美濃・関ジャンクションから西関インター間は、平成20年ごろが完成と見込んでおります。一つのインターチェンジの完成が間近になれば、並行して次の区間の調査に入るとの説明を受けました。

委員会としましては、東海環状自動車道は本県市の発展に重要な道路であると認識し、工事が一向に進まない現況であるため、今後の事業の促進については、国に強く要望・意見書の提出をすることを決定しました。

以上、東海環状自動車道建設問題特別委員会からの報告といたします。

議長（白木 健君）

次に、文化観光開発特別委員会委員長の高木俊一君より報告をお願いします。

高木君。

文化観光開発特別委員会委員長（高木俊一君）

議長のお許しを得ましたので、過日8月10日午前9時より、本庁舎第1委員会室で文化観光開発特別委員会を開催しましたので、御報告申し上げます。

委員会には、委員9名と戸部副議長の10名と、説明のために内藤市長、高木助役、守屋収入役、溝口参与、服部部長ほか関係職員の出席をいただき、建設中の（仮称）美濃メガモールについて説明を受け、現地視察を行いました。

現地仮設事務所においては、美濃メガモールの総括所長 寺沢さんと大和システムの松本課長から、新設工事の状況、完成予想図、計画概要書をもとに詳しく説明を受けました。内容につきまし

ては、先月29日、全員協議会席上で溝口参与から詳しく都築紡績跡地計画資料案で説明を受けて、現地の説明と重複部分がありましたのですが、現地見学で再度理解を深めることができましたことは、大変有効だったと思っております。

係員の説明の後、委員から質問が四、五点出ましたので、御報告申し上げます。

工事中、開店中の交通配慮について、どのように考えてみえますかという御質問につきましては、都築紡績の正面の橋をメインロードと、そして北側県道、北方自動車学校の南側にあります道路をサブ道路として警備員を配慮いたしまして、交差点、道路の状況を見ながら誘導し、万全に対応していきたいという答弁です。

次に、アミューズメントについての御質問が委員からありまして、1階の部屋においては300坪、2階では600坪ありますが、1階においては幼児向け、小学生以下ということで、時間、年齢制限を行うと。しかも、年齢的なスペースを分けてつくってほしいという要望でした。そして、2階のアミューズメントについては、ゲームセンターではなくて、テーマパーク形式のものを計画するよう、現在進めているところだということです。

そして、従業員の採用、その他ありましたが、2,000人を現地採用ということで、いろいろと全協の席上でも参与が言っておりましたけど、採用時期についてはコントロールしながら、各店舗ごとに一任するという御返答がありました。

それと、異年齢の入場者があるんですけど、託児所の設置はいかがかという御質問に対しましては、現在設置するよう検討しているということです。

それと、現在大店舗立地法の届け出中であって、この2ヵ月間に現地説明しなきゃならんということで、10月上旬、2回、平日の夜間と休日の昼間に説明会を開いて御理解を願うと言っておりました。

あと、ライフラインについての質問、メガモールを中心とする店舗はあるかどうかと。そして、市民が日常的なものを販売したいということ。それと、今現在解体中ですが、鉄筋、鋼材の搬出はどれくらいあるかと。日においては40トンと、ダンプで十四、五台をやっているということで、細心の注意を払って取り組んでおりますとっております。

以上、まず大まかなことを言いましたけど、この説明会、質問が終わりまして、次、これも過日7月29日、全協の席上で溝口参与から御説明ありましたが、(仮称)防災拠点施設の建物1,715坪、幅が42の長さが135メートルの既存建物の中で、本巢市が計画しておりますストックヤード、42メートルの35メートル、多目的広場、防災拠点施設、防災倉庫の位置と広さを委員そのものが確認、見学いたしました。

最後に、メガモール開店に伴う樽見線新駅の位置と、メガモールまでの距離の御説明をいただきまして、現地視察を終了いたしました。樽見線新駅からメガモールまでは、溝口さんが言われるとおり、200メートルの距離が想定されると。子どもセンターの南の道路の西側ですね。そのような細かい御説明をいただきまして、特別委員の分野じゃございませんけど、現地の認識を深めてまいりました。

以上、文化観光開発特別委員会からの御報告とさせていただきます。

議長（白木 健君）

続いて、市長より行政報告をお願いいたします。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、本巣市総合計画の策定状況について御報告をいたします。

本巣市総合計画につきましては、職員で構成しますワーキングチーム、専門部会、策定委員会により検討を重ねてまいりました。去る2月3日に初回の審議会を開催し、この間5ヵ月余りあきましたけれども、次回が7月25日、開催をしていただいております。この7月25日の審議会におきまして、本市の基本構想、さらに基本計画につきまして諮問をいたしました。あわせて、この日に市民憲章の策定につきましても諮問をさせていただいております。

8月22日に3回目の審議会を開催していただいております。まちづくりの理念や将来の都市像を実現するための施策大綱を示した基本構想、及び具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を定めた基本計画につきまして御審議をいただくという形になっておりまして、今後、執行部の策定委員会におきまして検討を進めながら、計画審議会において審議をしていただき、来年1月には答申をいただく予定をしております。

少子・高齢化の進展や地方分権、三位一体改革など、大きな変革期を迎えておりますが、本巣市第1次総合計画に基づきまして、新たな課題に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、市民憲章につきましてでございますが、市の理念や目指すべきまちづくりの方向を示し、本市の行政推進や市民の生活活動を営む上での道しるべとなる重要なものでございまして、計画審議会において御審議をいただきまして、8月22日に審議会の答申をいただいております。答申されました市民憲章を朗読させていただきます。

本巣市市民憲章にまず前文がございます。

「わたくしたち本巣市民は、自然の恵みにはぐくまれた郷土に誇りを持ち、心温かく魅力あふれるまちの創造に努め、さらなる飛躍を目指して、この憲章を定めます」。

本文が五つございます。

「一．郷土を愛し、豊かな自然を生かし、安らぎのあるまちをつくりましょう」「一．きまりを守り、お互いの立場を尊重し、住みよいまちをつくりましょう」「一．からだを鍛え、感謝の気持ちを深め、心のかようまちをつくりましょう」「一．すすんで学び、教養を高め、文化の香るまちをつくりましょう」「一．勤労を尊び、若い力を育て、伸びゆくまちをつくりましょう」。

このような内容になっております。

この市民憲章は、市民の方にも大変わかりやすく、また親しみの持てる憲章ではないかと、このように思っております。今後、市広報とか、市のホームページに掲載しますとともに、公共施設に

掲示するなど、市民の方への徹底を図ってまいりたいと。あわせて、職員に対しましては、折りに触れて唱和しまして、執務の心得としてまいる所存でありますので、よろしくお願いいたします。

次に、行政改革についてでございますが、行政改革につきましては、国の経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005、及び地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針において、地方公共団体の定員削減や組織の簡素・合理化、行政経費の節減など、積極的に取り組むこととされております。

本市におきましては、7月28日に有識者で構成します本巣市行政改革推進委員会を開催しまして、行政改革大綱について諮問をいたしました。現在、職員で構成します六つの検討委員会により、資料の収集や現状と課題の分析事務を進めているところでございますが、今後、行政改革推進委員会において御審議いただきまして、今年度中に大綱及び実施計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、フェロシルトについて御報告をいたします。

砂利採取されました後の埋め戻し材として使用されましたフェロシルトにつきましては、7月29日に開催されました議会全員協議会において御説明させていただきましたが、県内10カ所のうち2カ所については、既に撤去完了となっております。本市におきましても、フェロシルトの早期撤去と土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するための県条例の制定につきまして、議会の皆様方とともに要望をしているところでございます。先般は白川村におきまして、知事と市長との懇談会が持たれましたので、ここでも強く要望をしておりましたし、今後、市長会が行われますが、この市長会におきましても要望をしていきたいと考えております。

次に、アスベストについて御報告をいたします。

アスベストによります健康被害問題を受けまして、本市におきましても、昭和63年度までに建設されました74施設について、設計図書及び目視による現地調査を実施いたしました。その結果、アスベスト使用の疑いのある13施設、14カ所について、早急にサンプルを抽出しまして分析調査をする必要がありますため、専門業者に調査を委託することといたしました。実際にアスベストが使われているのは、空調とか浄化槽の機械室等が主でございますが、若干天井裏というのもございます。

これにつきましては、助役を委員長とし、収入役及び関係部局長で構成します本巣市アスベスト対策検討委員会を8月8日に設置いたしました。委員会には関係課長によります検討部会も設けておりまして、今後につきましては、公共施設のアスベストの適切な管理及び除去方法の検討や、市民からの相談等につきましても対応してまいりたいと考えております。

最後に、西濃環境整備組合臨時議会について御報告をいたします。これにつきましては、議長も御出席でございますが、私の方からさせていただきます。

まず、組合議会の議長及び副議長が交代いたしました。議長に大垣市議会議長の高畑正氏、副議長に大垣市議会副議長の鈴木陸平氏が選出されました。

また、平成14年に廃止し、風化が著しい機械式焼却施設の解体撤去に係りますごみ処理施設解体

撤去工事の請負契約につきまして、去る7月14日に指名競争入札が行われまして、名古屋市中村区名駅4の26の25、株式会社タクマ中部支社が2億5,600万円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第5号並びに西濃環境整備組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議案が提出されまして、議決されましたので御報告をいたします。

以上で、行政報告を終わります。

---

日程第4 報告第13号及び日程第5 報告第14号（上程・説明・質疑・討論・採決）  
議長（白木 健君）

これより日程第4、報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度本巢市一般会計補正予算（第2号））と日程第5、報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号））を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（内藤正行君）

報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度本巢市一般会計補正予算（第2号））についてでございます。

9月11日に執行予定の衆議院議員総選挙に係る経費につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成17年8月9日付で歳入歳出それぞれ2,000万円を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりまして、これを御報告し、承認を求めます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

次に、報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号））についてでございます。

水道事業会計予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年7月13日付で資本的収入及び支出それぞれ5,730万円を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、御承認を求めます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（白木 健君）

報告第13号の補足説明を総務部長に求めます。

土川総務部長。

総務部長（土川 隆君）

では報告第13号、平成17年度本巢市一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明を申し上げます。

8月8日に衆議院が解散いたしまして、その日に衆議院議員総選挙の日程が決まりました。8月30日公示、9月11日に投票・開票日ということになります。したがって、この選挙の執行経費の所要の補正を行ったものであります。以下、内容につきまして御説明申し上げます。

6ページをごらんいただきたいと思います。まず歳入であります。款の15. 県支出金、項の3

の委託金、目の1の総務費委託金ということで、衆議院議員選挙委託金ということで2,000万円計上いたしました。

続きまして歳出であります、7ページをごらんいただきたいと思います。

款の2の総務費、項の4の選挙費、目の6の衆議院議員選挙費ということであります。まず、1の報酬であります、249万円。これにつきましては、31日から始まり、期日前投票、また11日の投票所における投票管理者の報酬、また開票管理者、投票立会人、開票立会人の報酬ということであります。3の職員手当等でございます。選挙事務に従事する職員の時間外手当ということで987万5,000円あります。主なものといたしまして、以下、11の需用費ということで411万9,000円。うち、消耗品費ということで250万円ほかであります。13の委託料であります、285万9,000円。主なものといたしましては、ポスター掲示板設置撤去委託料ということで151万2,000円ほかでございます。18の備品購入費ということで50万円。選挙用備品ということで予定しております。

款の14の予備費ということで147万円減額をいたしまして、トータルで2,000万円ということであります。

次の9ページでございますが、給与費明細書ということで、1の特別職。これは先ほど申し上げました投票管理者、立会人などの分ということで、比較の欄に計上してありますその他の欄で215人で、報酬ということで249万円あります。

10ページの2の一般職の欄でございますが、これは職員手当987万5,000円。時間外手当等でございます。

以上が、専決処分をさせていただきました一般会計補正予算(第2号)の内容でございます。よろしくお願ひいたしたいと思います。

議長(白木 健君)

報告第14号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長(林 賢一君)

報告第14号、水道事業会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、公営企業金融公庫資金で借り入れをしております7.5%以上の高利率の企業債について、借換債が認められたことによりまして、専決処分を行ったものでございます。

2ページをごらんください。資金的収入及び支出の企業債と償還金の5,730万円は、借換額でございます。昭和56年3月に借り入れた企業債で、借入利率は8.1%となっております。今回の借換債の利息は1.95%になりますので、借りかえにより760万円ほど償還額が軽減になります。

こういう理由によりまして専決処分を行ったものでございます。よろしくお願ひいたします。

議長(白木 健君)

報告第13号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度本築市一般会計補正予算(第2号))を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第13号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第13号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第13号を採決いたします。

報告第13号を原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度本巢市一般会計補正予算（第2号））については、承認することに決定いたしました。

報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号））を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第14号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第14号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより報告第14号を採決いたします。

報告第14号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号））は、承認することに決定いたしました。

---

日程第6 議案第45号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第6、議案第45号 土地の取得についてを議題といたします。

市長の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第45号 土地の取得について御説明をいたします。

本巢市糸貫川多目的広場の用地についての土地売買契約を締結するに当たりまして、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をいただくとするものでございます。

詳細につきましては、企画部長より御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（白木 健君）

議案第45号の補足説明を企画部長に求めます。

高橋企画部長。

企画部長（高橋武夫君）

それでは、議案第45号の土地取得につきまして、補足説明をさせていただきます。

7月の中旬に、関係しますすべての地権者の方と土地売買の仮契約を締結いたしておりますので、本契約をするに当たりまして議会の議決をお願いするものでございます。

所在につきましては、お手元の方の議案書のすぐ後についてでございますが、説明書の4ページの位置図をごらんいただきたいと思っております。御存じのように、本巢市民スポーツプラザの東南の位置でございます。

取得の用地につきましては、全部で5筆でございます。その明細につきましては、次の5ページの地番図のとおりとなっております。長屋地域につきましては2筆で、24人の権利所有地で、取得面積につきましては8,544平米でございます。また、曾井中島地区につきましては3筆ございまして、これは50人の共有地となっております。取得の面積については、3筆合わせますと2,417平米で、長屋分と曾井中島分を合わせますと1万961平米となるものでございます。それぞれ現地につきましてはジュン地となっておりますが、登記上の地目については雑種地でございます。

土地の総取得価格につきましては1億6,578万5,093円ということになっておりまして、次の多目的広場の利用計画の概要につきまして御説明させていただきますが、前にも全協等で説明させていただきましたので重複するかと思っておりますが、お手元の資料の6ページの計画平面図をごらんいただきたいと思っております。

この施設の北側は、主に多目的広場、または臨時駐車場として利用しまして、この南側につきま



しては、グラウンドゴルフ11ホールをつくりまして、ここでもフライングディスクゴルフとか、さらにまた市道南側にはゲートボール場1面を計画しまして、軽スポーツ、また家族で自由に遊べる空間といたしております。また、全体をイベント会場とか、駐車場としても利用できるように計画しております。臨時の駐車場として利用するときには約700台ほどの駐車が可能となりまして、既存のスポーツプラザの駐車場約300台、合わせますと1,000台ほどの駐車が可能となってきます。さらに席田用水沿いにつきましては、蛍の鑑賞ができるように遊歩道等の計画等を今やっておりますが、多目的広場の全体の面積といたしましては2万7,000平米。そのうち、今回取得面積が1万961平米。そして、一部既存の市の土地がございます。これが1,215平米ございます。それと河川区域——これは1級河川、糸貫川でございますが——河川区域が約1万4,800平米となっております。既存のスポーツプラザの駐車場が約8,700平米。全体で3万5,700平米ほどとなるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

議案第45号を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第45号 土地の取得については、可決することに決定いたしました。

---

日程第7 議案第46号及び日程第8 議案第47号（上程・説明・質疑・委員会付託）

議長（白木 健君）

これより日程第7、議案第46号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いてと日程第 8、議案第47号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第46号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、水防法の一部を改正する法律が平成17年5月2日に公布されたことに伴いまして改正するものでございます。

また議案第47号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、土地区画整理法の改正に伴い関係条項を整理するとともに、分譲団地内に公園等の共同施設が現在ありますため、これを追加し、改正するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長より御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（白木 健君）

議案第46号の補足説明を総務部長に求めます。

土川総務部長。

総務部長（土川 隆君）

議案第46号につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、水防法の改正に伴い水防法の中の条文が移動したものでありまして、この条例の目的であります損害補償等についての基準とか金額、制度内容についての変更はないというものであります。以上でございます。

議長（白木 健君）

議案第47号の補足説明を産業建設部長に求めます。

服部産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

それでは議案第47号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

本条例の第5条第1項第4号中の改正につきましては、土地区画整理法の改正による引用条番号の改正であります。

また、定住促進住宅の管理に伴いまして、現に有している共同施設について規定するもので、第64条に1項を加えるものでございます。

簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（白木 健君）

議案第46号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号については、総務常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議案第47号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。11時から再開をいたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

議長（白木 健君）

それでは再開いたします。

日程第9 議案第48号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第9、議案第48号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第48号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてでございますが、平成17年5月1日付で可児郡兼山町が可児市へ編入したことによりまして、一部事務組合を構

成する市町村名を改めますために、この規約を定めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

議長（白木 健君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

議案第48号を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第48号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、可決することに決定しました。

---

#### 日程第10 議案第49号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第10、議案第49号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の減少等に関する協議についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第49号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の減少等に関する協議についてでございますが、平成18年1月1日付で羽島郡柳津町が岐阜市へ編入合併することによりまして、協議会を脱退しますため、協議会を設ける市町村数を減少し、この規約を定めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（白木 健君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第49号を採決いたします。

議案第49号を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第49号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議については、可決することに決定しました。

---

日程第11 議案第50号（上程・説明・委員会付託）及び日程第12 議案第51号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第11、議案第50号 工事請負契約締結について（本巣市防災行政無線（同報系）設備設置工事）と日程第12、議案第51号 工事請負契約締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事（OD槽））を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第50号 工事請負契約締結についてでございます。工事名は本巣市防災行政無線（同報系）設備設置工事でございます。工事内容は本庁舎の親局施設、本巣地域の大茂山の中継局、及び真正地域、糸貫地域における屋外拡声子局施設の工事でございます。去る8月11日に指名競争入札を行いまして、2億8,875万円で落札されました。契約の相手方は、岐阜市六条北4丁目10番7号、中央電子光学株式会社 代表取締役 日比郁男氏でございます。

次に議案第51号 工事請負契約締結についてでございますが、工事名は農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事（OD槽）でございます。工事場所は本巣市小柿地内でございます。防災行政無線設備設置工事と同様に、8月11日に指名競争入札を行いまして、2億2万

5,000円で落札されました。契約の相手方は、本巢市海老430番地、杉山建設株式会社 代表取締役 杉山文康氏でございます。

この議案2件につきましては、請負契約を締結するに当たりまして、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明を申し上げます。よろしく御審議くださいまして、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（白木 健君）

議案第50号の補足説明につきましては、あすの議会全員協議会で、総務部長より詳細に説明を受けます。

議案第51号の補足説明を上下水道部長に求めます。

林上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

議案第51号 工事請負契約締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事（OD槽））の工事概要を説明させていただきます。

今回の工事は、汚水を分解処理するオキシレーションディッチ槽のコンクリート工事でございます。OD槽の大きさは、執行一覧表の次のページに概要をつけさせていただいておりますので、見ていただきたいと思います。下部平面図のとおり、長さは61.7メートル、幅30.7メートル、深さ3.2メートルであります。基礎は鋼管ぐいで、口径80センチ、長さ12メートルのくいを78本使用します。また、コンクリートを1,974立方メートル使用することになってございます。

以上、簡単でございますが、工事概要の説明とさせていただきます。

議長（白木 健君）

議案第50号 工事請負契約締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事）を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号については、総務常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議案第51号 工事請負契約締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事（OD槽））を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

この件について、相変わらず指名競争入札が行われております。これまでも入札制度の改善の取り組みをということでいろいろ申し上げてまいりましたが、そうした中で、例えば一般競争入札を取り上げるとか、そうした考えというのは全く持たれないのかどうなのか。そのあたりについての見解をまずお伺いしたいと思います。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

こうした契約案件につきましては、たびたび議員の方から御提案を含め、御指摘をいただいております。その都度申し上げております答弁と繰り返しの答弁になってしまっていて大変恐縮でございますが、現下のこういった厳しい産業情勢下におきまして、こういった建設関係に携わる従業の皆様方は地域の従業員の方々が大半でございます。そういった中でやはり地元の雇用ということを考えました場合に、私どもとしてはなるべく事業規模の大きなものにつきまして、それが例えば5億とかというような大きなものにつきましては、できるだけ一般競争入札の方法等も考慮すべきだとは思いますが、その事業の規模等を勘案いたしました際、やはり地元企業さんを中心とした指名競争入札方式が適当ではなかろうかということで、業者選定委員会の各委員の意見を拝聴しながら決定をさせていただいております。従来の答弁と何ら変わらない答弁で恐縮でございますけれども、そんな考えのもとに行っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

地元の業者等と話をしておりますと、比較的小さな業者が多いわけですね、市内を見回しても。そうした業者にとって、例えば何百万、あるいは1,000万、2,000万、そうした事業については、地元の業者をどう育てていくかということとのかかわりというのが常に出てくるだろうというふうには思うんですが、何億というものについては、単にそれだけではなしに、市の行政上の問題も含めて考えていく必要があると思うんです。

今の助役の話ですと、5億以上だと一般競争入札も考えるけれども、それまでは指名競争で行くんだというふうにとれるような言い方をされておりますけれども、5億というのはやはり大き過ぎると思うんですね。そのあたりというのは、きちんと中で調整されているんでしょうか、方針が確立されているんでしょうか。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

その億単位の金額につきまして、市内の業者を含めた、もう少し広い地域を対象とした業者選定

も方法論として確かにございます。そういう中で私どもといたしましては、とにかく先ほども申し上げましたように、議員も御指摘の市内の中小の企業さんを含めた、それと市内のA級の業者さん、こういった業者さんの雇用能力、それから技術の向上等、やはり発注すべき部分について、十分そのあたりのところを考慮させていただき、指名をさせていただいておりますが、今5億という数字につきまして私は申し上げましたが、この5億という数字でございますけれども、本巣市におきます共同企業体を結んで事業を行っていただく、そういった発注基準の設計金額がおおむね5億円以上の建築工事、それから設計金額がおおむね2億円以上の土木工事と、こういうものについては共同企業体方式も考慮すべきという内規定はございます。そんな中で私の方としては指名をさせていただいておりますので、そんなところでひとつ、あくまで市内のこういった経済情勢下を勘案していただきまして、御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

今、助役の方から説明がありましたのは、共同企業体の話なんですね。先ほどから申し上げているのは、一般競争入札の問題なんです。それについては、そういうふうにはなっていないと私は記憶しておりますが。だから、こういう入札の場合に地元の業者をどうするかという問題、今の地元でもランクの下から上までいろいろあります。そうした中で、それぞれの雇用の問題もありますし、先ほど申し上げたように、市の財政上の問題もあります。さらに、残念ながら談合が疑われるケースもたびたびあります。そうしたことを考えて、一定額以上のものについては一般競争入札を取り入れるという考え方は必要だと思うんですね、今の状況の中では。それが5億だというふうに言われる根拠は、私はどこにもないと思うんですよ。だから、それについてはもう少し中できちんと話し合っ、例えば1億とか2億とか、一定額以上については一般競争入札を優先するとか、そうした考え方をきちんと確立する必要があるというふうに強く思っています。その点についてお考えがありましたら、改めてお伺いします。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

この一般競争入札導入につきまして、ただいま議員からは談合というお話も出てまいりました。その談合について、これは県の警察本部庁舎、それから県立岐阜病院、こういったところでも一般競争入札の結果でも、なお談合というような話が出ておりますが、一般競争入札は、要するにその価格というか、落札金額の競争性をとるのか、そのあたりのところも現下のこういった厳しい環境のもとで、私どもとしてもそういった情報は十二分に入手をしております、対応方については考えておりますけれども、先ほど来申し上げております、とにかく地元の市内の企業さん方に自立していただくことも、私ども行政の大きな責務というふうな考え方もございますので、このあたりの



ところはひとつそういった面でも御高配を賜りたいというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

川村君。

47番（川村高司君）

私の質問で、今の助役の答弁のあった警察本部の話が出ましたので、一般質問する前からその話が出たので、ちょっと関連をしてお尋ねをするんですが、一番の基本は、つまり市の公務が談合によって妨害をされる。それを公務員たる行政側がどういうふうに防いでいくか、それが一番基本なんですね。今の助役の答弁の中では、地元を育成する、助けるという話はされているが、一番基本である、公務として行われる入札が談合によって妨害をされる。それをどのようにして防いでいくかという点が、まず第一番目だろうと思うんですね。その辺の答弁が抜けていたんで、再度その辺をお尋ねするんですが。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

談合の問題といいますのは、このところまた新聞紙上におきましてもいろいろと全国で取りざたされておることは、重々承知をいたしております。そんな中で、こうしたことが当然のことながらあってはならないわけございまして、その部分について大変厳しい制裁等が業界団体に対してなされておりますし、当該企業にもその制裁が加えられておることは承知をしております。

そんな中で、私どもの市発注のこういった事業は、そういったことがあるとは決して私どもとしては考えておりませんが、もしあるとするならば、そういうことはそれぞれの企業さんが制裁を前提に自制をしていただくということではないかと思えます。そんなことで、私どもとしてはとにかく市内の企業さんの自立、雇用に係るそういった部分を厳しい情勢下の中で、公共事業も含め、民間発注の工事委託が非常に少ない中で、そういう考え方をやはり当分の間とるべきではないのかということで、現在、業者指名委員会での運営をいたしておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

三島君。

48番（三島智恵子君）

2点ほどお尋ねいたします。

まず最低制限価格を設けられたのでしたら、その金額をお聞きしたいと思いますし、設けていないのでしたら、なかった理由をお聞きしたいというのが第1。

二つ目は、今お話に出ております談合について。もしも落札の後、あるいは契約した後に談合が発覚した場合は、課徴金あるいは罰則を科すというような内容の契約を結んでおられるかどうか。

2点お尋ねいたします。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（土川 隆君）

1点目の最低制限価格につきましては、この工事については設けておりませんでした。

あと、課徴金、賠償金の取り扱いについてでございますが、契約約款の中におきましては、契約を解除した場合は違約金ということで10%徴収することになっておりますが、現在の約款の中で、いわゆる談合があった場合の賠償金とか課徴金等のそういった徴収をさせることについての規定は、現在のところ設けていないというのが現状でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

三島君。

48番（三島智恵子君）

先ほど話が出ていました県警本部の話の中で、県も賠償金を求めているという話ですし、そのほかの町村でも課徴金を科している市町村があるようでございますが、本業市としては今後そういう約款をつくるおつもりがあるのかどうかというのが第1点。

それから、なぜ最低制限価格を設けられなかったのか、理由についてもう一度お尋ねいたします。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（土川 隆君）

最低制限価格の導入につきましては、現在のところ設けておりませんが、導入を実施しているところもございますので、その制限価格の導入に向けて今後検討してまいりたいということを考えております。

また、賠償金といいますか課徴金についての契約約款につきましても、県がそういった約款を設けておりますので、今後それに準拠して約款を改正していきたいと今検討しておるところでございます。以上でございます。

議長（白木 健君）

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号につきましては、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定いたします。

た。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

本来ならば、この議案については賛成しようと思っておりました。けれども、先ほどの質疑の中で、一般競争については基本的に採用する気がないという姿勢を示されましたので、そういう前提に立って今回のことを考えると、やはりどうしても市の執行部の姿勢の問題として賛成するわけにはいかないというふうに判断せざるを得ません。よって、本案については反対いたします。

議長（白木 健君）

賛成討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

吉村君。

19番（吉村 優君）

正規に執行されていますので、賛成いたします。

議長（白木 健君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決します。

議案第51号を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第51号 工事請負契約締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事（OD槽））は、可決することに決定いたしました。

---

日程第13 議案第52号（上程・説明）

議長（白木 健君）

日程第13、議案第52号 本巣市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

市長の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第52号 本巣市指定金融機関の指定についてでございますが、本巣市の指定金融機関は、本年10月末日をもって期限が切れますので、種々調査検討いたしました結果、引き続き西濃信用金庫を指定いたしたく、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、議会

の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、明日の全協におきまして、収入役より詳しく御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（白木 健君）

同案につきましてはの補足説明については、あすの議会全員協議会で、収入役より詳細に説明を受けます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

---

日程第14 議案第53号から日程第19 議案第58号まで（上程・説明）

議長（白木 健君）

日程第14、議案第53号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第19、議案第58号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでを一括議題いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第53号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、一般会計予算について歳入歳出それぞれ9,410万2,000円を減額するものでございます。歳入につきましては、平成17年度の普通交付税が確定いたしましたので、地方交付税の増額と財政調整基金からの繰入金の減額が主なものでございます。また歳出では、老人保健医療特別会計繰出金及び公共下水道特別会計繰出金の減額が主なものでございます。詳細につきましては、助役より御説明を申し上げます。

議案第54号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、事業勘定で歳入歳出それぞれ1億6,511万8,000円、施設勘定で591万3,000円の補正をお願いするものでございます。どちらも繰越金の増額によるものでございます。

議案第55号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出それぞれ316万7,000円の補正をお願いするものでございます。歳入で、前年度繰越金の増額及び一般会計からの繰入金の減額。歳出で、医療給付費県費負担金及び老人医療費適正化推進費補助金の精算による返還が主なものでございます。

議案第56号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出それぞれ3,902万円の補正をお願いするものでございます。歳入で、前年度繰越金及

び一般会計からの繰入金が増額。歳出で、真正地区農業集落排水事業費の増額が主なものでございます。

議案第57号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出それぞれ2,089万円の補正をお願いするものでございます。歳入で、前年度繰越金の増額及び一般会計からの繰入金の減額。歳出で、本巢地区及び根尾地区の処理施設整備費の増額が主なものでございます。

議案第58号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。収益的収入及び支出について、それぞれ3,822万円。また資本的収入及び支出について、収入で750万円、支出で3,990万円の補正をお願いするものでございます。

特別会計につきましては、詳細につきまして、それぞれ担当部長より御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（白木 健君）

議案第53号の補足説明を助役に求めます。

高木助役。

助役（高木 巧君）

それでは、お手元の議案第53号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足の説明をさせていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思います。歳入歳出予算の補正の第1条でございますが、先ほど市長の提案説明にもございましたとおり、歳入歳出それぞれ9,410万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億6,127万3,000円とするものでございます。お願いをいたしたいと思っております。詳細につきましては、7ページからの事項別明細書で御説明を申し上げたいと思っております。

7ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入のうち、補正額の大なるものについて、順次御説明を申し上げます。

まず最初に地方特例交付金、一番上の枠でございますが、補正額5,622万9,000円でございます。これにつきましては、平成17年度分の地方特例交付金が確定したことに伴います減額ということでございますので、よろしく願いいたします。

それと次、その下の枠でございますが、地方交付税、補正額が4億8,637万円余の増額補正をお願いするものでございますが、これにつきましては、平成17年度分の普通交付税が確定をしたことに伴います増額分でございます。

それから一番下に、国庫補助金の教育費国庫補助金、補正額411万円がございますが、これは説明欄にもございますとおり、中部圏開発整備事業として採択をされました、平成15年度に実施をしております一色小、それから弾正小の二つの小学校の整備事業に係ります国庫負担金の割合の引き上げに伴いまして、補助金が参るものでございます。合わせて411万円でございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。県の補助金関係でございます。目の欄で04の農林水

産業費県補助金、補正額欄 719万 5,000円を計上させていただいております。このうち、節欄で03の林業費補助金 603万 5,000円でございますが、これは説明欄にも記載のとおり、県産材需要拡大施設等整備事業の県からのいわゆるトンネル補助金と言われるものでございまして、補助対象は県杭丸太素材生産共同組合の丸太皮むき機械購入に対する新規の県からの補助金ということでございます。

それから、その下に寄附金欄がございますが、教育費の寄附金でございます。補正額 100万円でございます。これは文化財保護費寄附金として受けるものでございますが、岐阜大学の佐々木さんという副学長さんがいらっしやいまして、この方から地震断層観察館の備品等の整備に対しまして寄附の申し出がなされ、これを受けようとするものでございます。ちなみに昨年は、同方から50万円の寄附を受けております。

それからその下の、繰入金の基金繰入金、財政調整基金繰入金でございますが、補正額 5億 7,000万円の減額でございます。これは財源調整によりまして、財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思っております。10ページからが歳出でございます。

まず真ん中の枠でございますけれども、戸籍住民基本台帳費ということで 124万 5,000円の増額補正をお願いするものでございますが、これは説明欄記載のとおり、臨時職員の賃金をお願いするもので、去る5月末に退職をいたしました職員に係る人事異動に伴いまして、臨時職員を充てることに伴う賃金の増をお願いするものでございます。

その下の枠、社会福祉費の上から二つ目、老人福祉費で補正額が 1億 4,900万円余を計上させていただいております。これは老人保健医療特別会計内におきまして、繰越金の増に伴う一般会計からの繰出金の減によるものでございます。

それから11ページへ移りますが、児童福祉費のうち児童福祉総務費で、補正額 396万円余をお願いしてございます。これは近隣市町への広域保育に係りますところの園児数の増に伴いまして、保育実施委託料の増額をお願いするものでございます。

それからその下に、保育園費として 833万円余の増額補正をお願いするものでございますが、そのうちの主なるものとしたしましては、節欄の上から二つ目、賃金欄でございますけれども 726万円余をお願いしてございます。これは本巢保育園、それから真桑保育園、さらに弾正保育園の各保育園におきまして、保育士の退職とか、保育士の産休等に伴いまして、代替保育士または臨時保育士を採用することに伴います賃金をお願いするものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思っております。まず一番上の、農業費のうちの農業振興費でございます。補正額が 869万円余の増額をお願いするものでございます。そのうち主なるものとしましては、節欄の19. 負担金、補助及び交付金欄の 864万 6,000円のうち、一番上の 006に記載のとおり、柿産地構造改革支援基金造成事業負担金として 747万円をお願いするものでございますが、これは富有柿の販売価格が著しく低下した場合に、減収分の一部を補てんするための柿産地構造改革支援基金造成事業の負担金としてお願いをするものでございます。

その下の枠でございますが、林業費関係でございます。02の林業振興費に補正額 773万円余をお願いしてございます。このうち主なるものとしたしましては、二つ目の負担金、補助及び交付金でございますが、723万 5,000円でございます。これにつきましては、収入の部でも説明を申し上げましたが、県杭丸太素材生産共同組合の丸太皮むき機械購入に係ります県からのトンネル補助金分でございます。

それから、12ページの一番下の枠でございますが、道路橋りょう費のうち道路維持費 680万円の増額補正をお願いしてございます。これは、根尾川左岸の堤防道路の区画線を設置するに当たり経費をお願いするものでございます。

それから13ページへ移りますが、同じく道路橋りょう費の道路新設改良費、補正額 1,090万円を増額補正するものでございます。これは本巢地域西川原地内の市道改良の新規計上、及び真正地域軽海地内の市道改良工事の事業内容変更に伴う増額補正分ということをお願いをするものでございます。

その下、橋りょう新設改良費 700万円の増額補正分でございますが、これは根尾地域、桜橋歩道橋の橋梁工事の設計歩掛変更に伴います工事費の増額をお願いするものでございます。

その下の枠でございますが、都市計画費のうち都市計画総務費で 921万円余の増額補正をお願いしてございますが、これは都市計画区域の見直し作業に係るマスタープランを、当初17年と18年の2ヵ年で策定を予定しておりましたが、17年度の単年度で策定したいと考えておまして、そのために必要な業務委託料の増額をお願いするものでございます。

14ページをお開きいただきたいと思えます。一番下の枠でございますが、中学校費の学校管理費で 1,852万円余の増額補正をお願いするものでございまして、このうち節欄でございますが、工事請負費で 1,816万円余をお願いするものでございます。これは糸貫中学校の外周にフェンス等を設置することに伴います工事費をお願いするものでございまして、その上でございます設計監理委託料は、このフェンス設置工事に係ります設計監理委託料ということをお願いをするものでございます。

次に、15ページの一番下の枠でございますが、保健体育費のうち、まず上の保健体育総務費で補正額 218万円余をお願いしてございます。これは説明欄にも書いてございますように、薄墨桜浪漫ウォーク実行委員会に対する補助金をお願いするんでございますが、これは従来、日本ウオーキング協会のジャパンカップという冠をいただいて運営をされてきたわけでございますが、実はこの冠が取れます。そういうことから、日本ウオーキング協会からの誘いもあったわけでございますが、日本ウオーキング協会が主催をし、なおかつ日本さくらの会が特別協力を行って実施をされます日本さくらウオーキングリーグ、これには現在、五つの大会が運営されておりますが、私どものこの浪漫ウォークを六つ目の大会ということでお誘いを受けております。そういったことで、この薄墨桜浪漫ウォークの参加を前提に、初年度分としての経費を含んだ費用を増額補正をお願いするものでございます。

それからその下に、体育施設費で 474万円余の増額をお願いしてございますが、これは根尾地域

の社会体育施設でたかおというものがございまして、このたかおの屋根補修工事に係ります改修工事費、それと設計監理委託料をお願いするものでございます。

16ページをお開きいただきたいと思っております。諸費でございます。補正額 212万円余でございますが、これは前年度以前の国及び県補助、負担金に係りますところの返還金の増額によるものでございます。

17ページ以降につきましては、特別職並びに一般職の給与費明細となっておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

議長（白木 健君）

議案第54号並びに議案第55号の補足説明を市民環境部長に求めます。

島田市民環境部長。

市民環境部長（島田克広君）

それでは議案第54号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

それでは、6ページをお開きいただきたいと思っております。歳入でございますが、一般会計繰入金、補正額3万4,000円でございますが、国保職員の給与費の増に伴う繰入金でございます。

次、その他繰越金でございますけれども、1億6,508万4,000円でございます。これにつきましては、当会計の前年度繰越金でございます。

次、7ページでございますが、歳出でございます。

一般管理費でございますけれども、給料で減額の21万8,000円、職員手当等で28万6,000円、共済費で減額の3万4,000円でございますけれども、これは職員の異動に伴う増減でございます。

次、国民健康保険基金積立金でございますけれども、補正額1億5,999万円でございます。これは繰越金から基金に積み立てをするというものでございます。

次、予備費でございますけれども、補正額509万4,000円。基金に積んだ残りを予備費の方で計上させていただくというものでございます。

次、施設勘定でございますけれども、14ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございますけれども、繰越金でございます。補正額591万3,000円。これは当会計の前年度繰越金でございます。

次、1枚はねていただきまして15ページでございますが、歳出、一般管理費でございますけれども、補正額で270万8,000円。内訳としまして、節の給料で26万5,000円、職員手当等で116万2,000円、共済費で33万7,000円ということでございます。先ほど申しました、5月末で退職したことにより増減補正でございます。次、役務費で57万6,000円でございますけれども、通信運搬費でございます。その下の委託料でございますけれども、36万8,000円。医事システムの保守料でございます。

次、予備費でございますけれども、補正額320万5,000円。残りを予備費の方に計上させていた



だくというものでございます。

次、議案第55号の平成17年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

事項別明細書、6ページでございます。歳入でございますが、医療費交付金でございます。補正額が179万1,000円。これは支払基金からの16年度の精算分でございます。その下の審査支払手数料交付金でございます、39万7,000円。これも支払基金からの16年度の精算分でございます。

その下の医療費負担金でございますが、補正額131万7,000円でございます。これも国庫負担の16年度精算分でございます。

その下へ行きますと、事務費補助金でございますけれども、補正額、減額の136万9,000円でございます。これにつきましては、適正化推進要綱の改正によりまして補助対象外となったために、今回減額をお願いするものでございます。

その下の一般会計繰入金でございますけれども、補正額、減額の1億4,957万9,000円でございますが、16年度の当会計の繰越金でございます。

それから次、7ページでございますけれども、繰越金でございます。補正額1億5,061万円でございますけれども、前年度の繰越金でございます。

その下、8ページへ行きますと歳出でございますが、一般管理費で補正額はゼロでございますけれども、財源内訳の中で財源変更を行うものでございます。国庫支出金が減額をし、その分一般財源の方をお願いをするというものでございます。

その下の償還金でございます。補正額が316万7,000円でございますが、これは内訳としまして、16年度の医療給付費県費負担金の精算による返還金が生じました。それが306万7,000円と、同じく16年度の老人医療適正化事業補助金精算による返還金10万円の計316万7,000円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

議案第56号から議案第58号までの補足説明を上下水道部長に求めます。

林上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

議案第56号、農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

6ページを見ていただきたいと思います。農林水産業費分担金191万1,000円につきましては、真正地区の事業費の増加に伴うものでございます。その下の早野地区加入者加入金の80万円でございますが、これは2戸分を見込んでございます。

次に、歳出の7ページでございますが、早野地区処理施設管理費の工事請負費の管路布設工事80万円は、加入工事で2戸分を見込んでおります。

次に、真正地区農業集落排水事業費の補償、補てん及び賠償金の水道管等移転補償費3,822万円は、下水道管の布設延長の増に伴いまして水道管の移設を行うものでございます。場所的には十四条地内で、1.3キロメートル分を見込んでございます。

続きまして議案第57号、公共下水道特別会計補正予算（第1号）でございますが、7ページをごらんください。

国庫補助金の下水道費補助金 330万円でございますが、根尾地区の増額に伴う補助金でございます。

次に、下水道債の1,610万円でございますが、根尾地区で370万円、本巢地区で1,240万円でございます。

続きまして、8ページをごらんください。一般管理費の負担金、補助及び交付金の日本下水道協会岐阜県支部負担金8万3,000円でございますが、前年度実績の増に伴いまして増額するものでございます。

根尾地区の需用費の消耗品費13万7,000円は、汚泥処理先を大阪住友セメントに変更したことに伴いまして、運搬時に汚泥の臭気を抑えるための消臭剤の購入費用でございます。役務費の水質検査料7万1,000円ですが、県より水質汚濁防止法に基づく排水基準の検討に当たり、年4回、全亜鉛、水溶性亜鉛を調査するよう依頼があり、それに伴う検査料でございます。工事請負費の740万円でございますが、汚水料の増加に伴いまして汚泥脱水機を1系列増設する工事でございます。

本巢地区の消耗品費3万2,000円と役務費の水質検査料6万7,000円は、根尾地区と同様でございます。施設整備の実施設設計委託料100万円は、管渠の施行延長の増加に伴い委託料が不足しておりますので、その不足額でございます。変更認可設計委託料1,210万円でございますが、開発などに伴い区域編入を行うのと、3次認可区域を着手するための変更認可申請書の作成委託料でございます。

続きまして議案第58号、水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

8ページを見ていただきたいと思います。収益的収入、営業収益の受託工事収益3,822万円は、農業集落排水事業に伴う配水管布設がえの補償費でございます。

支出の受託工事の委託料182万円、受託工事費3,640万円は、真正地区農業集落排水事業に伴う布設がえの設計委託料と工事費で、十四条地内の1.3キロ分で、予算書の下に施行箇所がつけてございます。

次に9ページですが、資本的収入、工事負担金750万円は、開発に伴う配水管の拡張工事の負担金でございます。

資本的支出、配水設備拡張費の委託料190万円と工事費3,800万円につきましては、真正地区農業集落排水事業及び開発に係る配水管拡張工事の設計委託料と拡張工事費で、集排に伴う延長は765メートル、開発は500メートルほどを予定をさせていただいております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（白木 健君）

以上で、議案に対する補足説明を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案第53号から議案第58号までについては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号から議案第58号までは、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ちょうどお昼でございますので、13時30分まで休憩にしたいと思います。13時30分までに議場にお集まりをいただきたいと思います。

午後0時05分 休憩

午後1時30分 再開

議長（白木 健君）

それでは、午前に引き続きまして会議を再開させていただきます。

日浦議員でございますけど、どうしても体調が悪いということで、お昼で早退をされました。

なお、大西議員は近所の葬儀があるということで、2時には出られるだろうということで報告がございましたので、皆さん方に報告をさせていただきます。

日程第20 認定第1号から日程第26 認定第7号まで（上程・説明・監査委員報告・委員会付託）

議長（白木 健君）

それでは日程第20、認定第1号 平成16年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから、日程第26、認定第7号 平成16年度本巢市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

平成16年度の本巢市各会計決算の認定につきまして、御説明を申し上げます。

認定第1号 平成16年度本巢市一般会計歳入歳出決算について、認定第2号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定第3号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について、認定第4号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、認定第5号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、認定第6号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、認定第7号 平成16年度本巢市水道事業会計決算についてまでの7案件につきましては、去る7月13日から7月27日まで、監査委員によりまして監査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付しまして、議会の御認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、あすの全協におきまして、収入役及び担当部長より御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

議長（白木 健君）

補足説明については、明日の全員協議会において、認定第1号から認定第6号までを収入役か

ら、認定第7号を上下水道部長から詳細に説明を受けます。

認定第1号 平成16年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから、認定第7号 平成16年度本巢市水道事業会計決算についてまでは、監査委員に監査をお願いしてありますので、決算審査の結果の報告を求めます。

代表監査委員 三田村君。

代表監査委員（三田村晃司君）

平成16年度本巢市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び平成16年度本巢市水道事業会計決算の審査意見について。地方自治法第233条第2項の規定により一般会計・特別会計歳入歳出決算を、地方公営企業法第30条第2項の規定により水道事業会計を審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

本巢市各会計歳入歳出決算及び本巢市水道事業会計決算審査意見。

## 第1．審査の概要。

### 1．審査の対象。

平成16年度本巢市一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計ほか4件の特別会計歳入歳出決算、平成16年度本巢市水道事業会計決算の計7件。

付属書類、平成16年度各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書（いずれも水道事業会計を除く）。

### 2．審査の期間。

平成17年7月13日から平成17年7月27日。

### 3．審査の手続。

審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の適正性を検証するため、関係帳簿、その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施いたしました。

また、水道事業会計の決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書について、関係法令に準拠され、当年度事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、総勘定元帳、その他の会計帳票及び関係証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施いたしました。

## 第2．審査結果。

審査に付された一般会計等関係書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿、その他の証拠書類と照合した結果、誤りはないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われているものと認められました。各会計において高額の不用額が発生しているにもかかわらず、補正がされていないため、今後は適正な補正が望まれます。

水道事業会計においては、関係書類は法令に準拠して作成されており、当年度事業の当年度末現在の経営成績及び財政状態を適正に表示されているものと認められました。

審査結果は以下のとおりであります。

#### 1. 決算の規模。

当年度における一般会計及び特別会計の純計決算額は、歳入 249億 4,079万 1,000円、歳出 235億 9,617万円で、形式収支は13億 4,462万 1,000円、翌年度へ繰り越すべき財源は 2億 2,827万 2,000円、実質収支は11億 1,634万 9,000円となっています。

また水道事業会計決算は、総収益 2億 9,409万 7,000円、総費用 2億 6,581万 6,000円で、当年度純利益は2,828万1,000円、前年度の繰越利益剰余金と合わせ、当年度未処分利益剰余金は 9,665万 2,000円となっています。

#### 2. 予算の執行。

当年度における一般会計及び特別会計の歳入決算額 261億 3,820万 5,000円は、総予算額 270億 8,261万 2,000円に対し 9億 4,440万 7,000円の減収で、収入率は96.5%となっており、調定額 278億 5,261万 2,000円に対する収入率は93.8%で、収入未済額16億 9,503万 9,000円、不納欠損額 1,936万 8,000円となっています。

なお、当年度及び過年度の収入未済額の内訳は、決算審査意見書末尾の一覧表のとおりであります。

また、歳出決算額 247億9,358万4,000円は、総予算額に対し91.5%の執行率であり、2億 2,827万 2,000円を翌年度へ繰り越し、不用額は 8億 8,200万円となっています。

次に、水道事業会計の収入合計 3億 667万円は、予算額 4億 6,252万 3,000円に対し 1億 5,585万 3,000円の減収で、収入率は66.3%となっていますが、これは真正地区農業集落排水事業に伴う配水管布設がえ工事を翌年度へ繰り越したことによるものであります。

また、支出合計 2億 7,300万 8,000円は、予算額に対し59.0%の執行率であり、1億 5,204万 4,000円を翌年度へ繰り越し、不用額は 3,747万 1,000円となっています。

#### 3. 普通会計の財政構造。

財政の構造は、歳入の自主財源50%、依存財源が50%となっています。これを経常的収入と臨時的収入別に見ると、経常的収入が66%、臨時的収入が34%となっています。

一方歳出は、義務的経費が35.3%、経常的経費が28.8%、投資的経費22.7%となっています。

また主要財源比率は、財政力指数が 0.693、経常収支比率85.9%、公債費比率14.9%とそれぞれなっています。

#### 4. 水道事業会計の財政状態。

水道事業会計は、有形固定資産及び流動資産がそれぞれ増加したことにより、資産は前年度に比して11.5%増加しています。また負債及び資金では、当年度の4月から6月が暫定予算であったため、工事発注がおくれ、流動負債は増加しましたが、借入資本金の減少及び剰余金の増加により資本合計は増加しています。

#### 5. 財産の状況。

当年度の財産の状況は、簡易水道施設、下水道施設の土地及び小・中学校の増改築及びストック

ヤード新築による建物の行政財産、各地区の公民館敷地の寄附による普通財産の増加のほか、物品4点が増加し、債権は貸付金の償還に伴い減少しています。

一方基金は、市債の償還及び施設建設により取り崩され、前年度に比して1.3%減少しています。

また水道事業会計では、財政状態でも述べましたとおり、資産が前年度に比して11.5%増加したほか、資本も増加しています。

なお、各会計の詳細につきましては、お手元にございます決算審査意見書に記述したとおりであります。

### 第3. 結び。

最後に、結びといたしまして意見を述べさせていただきます。

一般会計及び特別会計においては、経常収支比率及び公債比率が高く、財政が硬直化している中、市税の収入割合は34.4%であり、今後の景気や人口動向を見ても、多くの税収は期待できず、反面、収入未済額、不納欠損額の増加が予想され、歳入が見込めないことにより、投資的経費が減少することが予想されます。以上を考慮すると、今後一層の諸経費を軽減するとともに、施策の緊急度を的確に把握し、行政の簡素化、効率化に努め、将来を展望した計画的な行財政運営によって、健全財政の維持を図ることが緊要であると考えられます。

また水道事業会計においても、給水収益の自然増収は期待できず、反面、給水原価は多くの上昇要因が予想され、経営環境は厳しくなり、さらに設備投資に多くの資金が必要とされ、企業債の増加が経営を圧迫することが予想されます。こうした中、長期的な対策を検討するとともに、経費の節減と資産の効率的な運用に努め、計画的な財政運営によって経営の安定化を図ることが必要であると考えます。

なお、各会計とも収入未済額の徴収に、より一層の努力をされることを望み、終わりとします。

平成17年8月23日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。

議長（白木 健君）

認定第1号 平成16年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号のうち、総務部、企画部、議会事務局、根尾総合支所に属する決算については総務常任委員会に、市民環境部、健康福祉部、根尾総合支所に属する決算については環境福祉常任委員会に、産業建設部、林政部、上下水道部、根尾総合支所に属する決算は産業建設常任委員会に、教育委員会に属する決算については文教常任委員会に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、それぞれ所管の四つの常任委員会に審議をお願いすることに決定いたしました。

認定第2号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第2号については、環境福祉常任委員会に審査を付託したいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は環境福祉常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

認定第3号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第3号については、環境福祉常任委員会に審査を付託したいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は環境福祉常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

認定第4号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

お諮りします。認定第4号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

認定第5号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

お諮りします。認定第5号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

認定第6号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

お諮りします。認定第6号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

認定第7号 平成16年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

お諮りします。認定第7号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第7号は産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

日程第27 請願第1号(上程・説明・質疑・委員会付託)

議長(白木 健君)

日程第27、請願第1号 圃場地の猪等獣類による被害防止に関する請願についてを議題といたします。

紹介議員 宮脇孝男君より、内容の説明を求めます。

紹介議員 宮脇孝男君。

20番(宮脇孝男君)

それでは、ただいま議長さんにお許しをいただきましたので、圃場地の猪等獣類による被害防止について請願書を願いいたしましたので、ただいまより説明をさせていただきます。

皆様のお手元に行っている資料の内容の中の13行目のところに、「圃場総面積は19万 1,867平米で工作が」としてあるのが、字が「耕す」というので間違っておりますので、よろしく願います。

それでは、私と道下議員さんとで紹介議員ということでやらさせていただきます。

皆様にお手元に配付されております請願第1号 圃場地の猪等獣類による被害防止に関する請願書についての提案説明を行います。本来ならすべて読み上げるのが本位でございますが、要点説明のみで終わらせていただきます。

根尾地区の越卒・中・神所、これは各自治会の名前でございますが、そこにまたがる圃場地は中山間地域にあり、面積も19万 1,000平米です。根尾地区では、一番中心的な穀倉地帯であります。

しかし、この地域は民家もなく、川と国道に挟まれました穀倉地帯でございます。この地域に年々イノシシ等の獣類による作物被害が、最近では作物だけじゃなくして耕作物まで壊すというような状態になってきております現状で、個々の被害対策では追いつかなく、大変広範囲にわたっておりますので、耕作者も大変不安を感じようになってまいりました。

そのため、被害防止に必要な措置を市に願って、御配慮をいただけないかという趣旨の請願であります。御討論を賜りますよう、よろしく願いをいたしまして、提案説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長(白木 健君)

はい。

44番(稲葉信春君)

今、請願書を読み上げましたけれども、見ていましたところ、どこにこの資料があるかわからない.....。

議長(白木 健君)



皆さん、入っておるかね。私のやつにも入っておらん。

44番（稲葉信春君）

だから、どうも見ていたら、中身のわからない方があるようですので……。

議長（白木 健君）

それでは暫時休憩をいたします。

午後1時54分 休憩

---

午後1時58分 再開

議長（白木 健君）

それでは再開をさせていただきます。

ただ頭だけで聞いたんではわからないはずでございますので、宮脇さんの方からもう1回説明をしていただきますので、御了解をいただきたいと思ひます。

それじゃあ宮脇さん、お願いします。

20番（宮脇孝男君）

それでは、議長の再度説明せよという話でございますので、説明をさせていただきます。

お手元のこの資料でございますけれども、皆さんおわかりでしょうか。

それでは、またこれを全部読んでおりますと時間がかかりますので、要点のみでお願いしたいと思ひます。

先ほど趣旨の中で、字が間違っておるところが2カ所ございますので、まずその訂正からお願いしたいと思ひます。最初の行から2行目の「工作」の字が、耕す「耕」にかわっております。それと12行目の「工作」の字も違っておりますので、まず訂正をお願いしたいと思ひます。

それでは、もう一度読ませていただきます。

お手元に配付されております請願第1号 圃場地の猪等獣類による被害防止に関する請願書の提案説明を行います。本来なら読み上げるのが本位でございますが、要点説明で終わらせていただきます。

根尾地区の越卒・中・神所にまたがる圃場地は中山間地域にあり、面積も19万1,000平米で、根尾地区では中心的な穀倉地帯であります。

しかし、この地域は民家もなく、年々イノシシ等の獣類による作物被害が増大してきている現状で、個々の被害対策では追いつかなく、不安を感ずるようになってきております。

そのため、被害防止に必要な措置を市において御配慮いただけないかという趣旨の請願であります。御討論を賜りますようお願いをいたしまして、提案説明といたします。

議長（白木 健君）

何回もありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

三島君。

48番（三島智恵子君）

「被害防止に必要な措置」というふうに書いてあるんですが、具体的にはどういうことをやってほしいというふうに当事者は思っているのか、わかったらお聞きしたいと思います。

議長（白木 健君）

宮脇君。

20番（宮脇孝男君）

それでは、自席でお願いしたいと思います。

越卒から中、神所というのは、非常に距離的に、ここにも数字が載っておりますが、19万1,000平米という広い地域にわたって、河川を挟んでの田んぼでございます。その中で、最近災害、被害が多いというのが、実りが近づくにしたがって、もう今出ているわけですがけれども、イノシシの被害が物すごく多い。それは範囲が広過ぎて、個々に皆さんは電気さくによるイノシシ防止対策というものをやりになっておる部落もでございます。そんな中で、この地域は本当に面積が広いために、中には2本ばかり大きな道路が入っておりますので、こういうものにすべて根尾の方で網等いるんなものやってもなかなか効果が上がらないと。その中で、いわゆる電気さくが一番奥地に効果があるんだということで今、能郷、それから天神堂、長島、長嶺までぐらいは、皆さんがやりになると。次どこへ出るかという、今、東谷の方へイノシシが移動して、そっちへたくさん出ているわけです。そうしますと、被害が本当に広範囲にまたがっておりますが、この一番の穀倉地帯も余にも広過ぎて個々では電気さくがなかなかできないということで、ひとつせっかく実りの秋を迎えても、反面、効果が上がらない部分が随分あって、とにかくあぜまで壊されてしまうような状態で、非常にその被害が大きくなるというようなことで、何とかならないかというのがこの請願書でございますので、ひとつ御理解を賜りますようお願いいたします。

〔発言する者あり〕

電気さくが一番効果があるので、ここが広範囲にわたるので、その電気さくのやり方がなかなか難しいわけですね、範囲が広過ぎるもんで。だから、市の方で何かいい対策をお願いできんかというのが、この趣旨でございます。

電気さくには、電圧は高くてもボルトが低くて、そしてイノシシやら猿が触ると、ぴっとはね飛ばされるような状況で被害を少なくすると。そうしますと、これにはやはり子供さんとか、お年寄りの方が、道路をずっとやって、もし触られてということになると、やっぱり被害が出るというようなあれもあるもんですから、これについて個人ではなかなか難しいので、市の方で御検討願えたらというような趣旨でこれは出されたわけでございますので、ひとつよろしく御検討のほどお願いしたいと思います。

議長（白木 健君）

三島さんよろしいんですか。

48番（三島智恵子君）

委員会付託になっておりますので、産業建設委員会で十分専門的なことも含めて検討していただきたいと思います。

議長（白木 健君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、どうぞ。

49番（白井茂臣君）

今、宮脇さんから言われたように、請願ということで大変重きに思っておるわけですが、実はこれは3地区で約20町歩弱なんですけれども、私の方も圃場整備を今から30年も前にやりまして、約24町歩ほどございます。そして、御案内のようにイノシシ、猿がしょっちゅう出まして、初めはトタンでやったり、鉄条網でやったり、だんだんだめになって、今個人的に行政の方から補助を40%か50%いただいて、電気さくをやっております。それでかなり成果をおさめておるわけですが、今御案内のように3地区の請願を出されたわけですが、この問題で行政が何らかの形でやっていただけるといふのなら私も賛成しますが、同時に私たちもその条例でそういうふうにしていただければまことにありがたいと。

問題は、電気さくが一番いいんじゃないかと私は今個人的に考えておるんですが、川内の皆さんは、木倉も含めて皆さんが電気さくを購入されて、半分ぐらいは自己負担でやっておられることは事実でございます。以上。

議長（白木 健君）

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お手元に配付とおり、議長に提出された道路特定財源制度の堅持に関する意見書については、議長から産業建設常任委員会に審査を付託いたします。

また、本日各常任委員会に付託しました議案の審査付託表がお手元に配付してあります。念のため、各常任委員会の開催日と場所を申し上げます。

環境福祉常任委員会は8月25日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室、総務常任委員会は8月26日午前9時から本庁舎3階第1委員会室、産業建設常任委員会は8月29日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室、文教常任委員会は8月30日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室で開催

をいたします。

---

散会の宣告

議長（白木 健君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

明日8月24日午前9時から議会全員協議会を開催しますので、御参集ください。

なお、8月24日から31日までは休会とし、9月1日午前9時から本会議を開会し、一般質問を行いますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後2時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員